

病院用ベッド

正 誤 票

区分	位 置	誤	正
本体	7.1 a) 9)	背部及び脚部の傾斜角度を調節することができる機構でなければならない（平床形式のベッドは除く。）。	全文削除
	7.4	寸法に関する…，次による。	寸法に関する…，次による。また，ベッドは使用状態にした場合に適用する。
	7.4 b)	可動パーツは，ベッドの…いずれかとする。ただし，可動部及び固定部の寸法が上記の…限りではない。	可動パーツ（駆動ハンドル，キャスターロックペダル及びキャスターロック機構を除く。）は，ベッドの…いずれかとする。ただし，可動部が上記の…限りではない。

平成 22 年 5 月 1 日作成